地方独立行政法人北海道立総合研究機構利益相反管理の基本方針

第Ｉ章　総則

１　目的

地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）に勤務する役職員が取り組む研究の公正性、信頼性を確保するためには、研究に関与する企業等（以下「関与企業等」という。）との経済的な関わり（以下「利益相反」という。）について、適切に対応する必要がある。本方針は、道総研の役職員が取り組む研究における利益相反について、透明性の確保と適切な管理に向けた基本的な方針を示すことを目的とする。

２　研究における利益相反

利益相反には、「責務相反（注 1)」と「個人もしくは組織としての利益相反（注 2)」がある。本方針は、道総研の役職員が取り組む研究における「個人としての利益相反」を対象とする。

研究における利益相反とは、外部との経済的な利益関係によって、道総研の研究に求められる公正かつ適正な判断が損なわれている、又は損なわれるのではないかと、第三者から懸念されかねない事態をいう。公正かつ適正な判断が損なわれた状態とは、研究不正行為、特定企業を優遇する研究を理由なく継続する等の状態が該当する。

なお、「責務相反」および「組織としての利益相反」の管理については、地方独立行政法人北海道立総合研究機構倫理規程（平成 22 年 4 月 1 日規程第 19 号)、地方独立行政法人北海道立総合研究機構兼業等規程（平成 22 年 4 月 1 日規程第 21 号）等、別に定める規定の遵守により行われる。

（注１）責務相反とは、兼業活動により複数の職務遂行責任が存在することにより、本務における判断が損なわれた状態、本務を怠った状態になっている、又はそのような状態にあると第三者から懸念されかねない事態をいう。

（注２）個人としての利益相反とは、道総研の役職員個人が得る利益と役職員個人の道総研における責任との相反のことをいう。組織としての利益相反とは、道総研が得る利益と道総研の社会的責任との相反のことをいう。

３　用語の定義

（１）役職員

道総研と雇用関係にある常勤・非常勤の役員及び職員をいう。

（２）経済的な利益関係

役職員、並びに役職員と生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）が、関与企業等との間で給与等を受け取るなどの関係を持つことをいう。なお、公的機関が主催するセミナー等での講師就任に伴う謝金など、公的機関から支給される謝金等は「経済的な利益関係」には含まれない。

（３）給与等

給与の他にサービス対価（コンサルタント料、謝金、原稿料等）、知的所有権の実施許諾・譲渡等に係る収入、株式等（株式、ストックオプション等）の保有、並びにこれらの配当金・売却益のほか、贈与を受けた物品・寄附金・旅費・借入金なども含め、何らかの金銭的価値を持つ全てのものをいう。

（４）公的機関

関与企業等に該当しない国及び地方公共団体をいう。

（５）関与企業等

研究に関与する道総研以外の企業その他団体をいう。ただし、公募型研究の資金配分機関を除く。

第Ⅱ章　研究における利益相反管理

１　研究における利益相反管理の基本方針

道総研は、自らの社会的信頼を確保しつつ、関与企業等との連携を円滑に推進するため、次の事項に取り組むことにより、研究における利益相反を適切に管理する。

（１）道総研は、関与企業等との公正な連携を通じた研究により社会貢献を推進する。

（２）道総研は、関与企業等との連携を公正かつ効率的に行うため、役職員の利益相反の状況を把握し、生じうる弊害を未然に防止するための利益相反管理委員会等の体制を整備する。

（３）道総研は、利益相反管理を適切に行うため、研究を行う役職員個人の関与企業等との関わりについて情報の報告を求める。この過程で収集された個人情報は、法律等に基づき適切に管理する。

（４）道総研は、適切な利益相反管理を推進するため、関与企業等に対しても理解と協力を求める。

２　研究における利益相反管理の対象

本方針に定める研究における利益相反管理は、道総研が実施する全ての研究課題に取り組む全ての役職員を対象とする。

３　役職員の遵守事項

道総研の役職員は、道総研と関与企業等との連携活動にあたり、道総研の次の規程を遵守することで、関与企業等との公正な連携を保つ必要がある。

（１）道総研の業務に対する道民の信頼を確保するため、地方独立行政法人北海道立総合研究機構倫理規程（平成 22 年 4 月 1 日規程第 19 号）を遵守する。

（２）関与企業等との共同研究又は受託研究を開始する際には地方独立行政法人北海道立総合研究機構共同研究実施規程（平成 22 年 4 月 1 日規程第 57 号）及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構受託研究実施規程（平成 22 年 4 月 1 日規程第 56 号）に従い、その実施を決定する。

（３）関与企業等から寄附金を受け入れる際には地方独立行政法人北海道立総合研究機構寄附金規則（平成 22 年 4 月 1 日規程第 51 号）に、関与企業等からの寄附又は交換による固定資産を取得する際には地方独立行政法人北海道立総合研究機構資産管理規則（平成 22 年 4 月 1 日規程第 49 号）に従い、その受入を決定する。

４　利益相反の申告

研究に取り組む、または新たに取り組もうとする役職員は、自身、並びに自身と生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）と関与企業等との間にある経済的な利益関係に対して、利益相反につながりうる状況の有無を確認し、これを研究本部長に申告する。研究本部長は、研究に求められる公正かつ適正な判断に対する懸念を生みかねない経済的な利益関係が認められた場合、当該役職員に対し自己申告書の提出を求め、これを理事長に提出する。なお、経済的な利益関係の有無を確認するための具体的な手段は、研究本部において定める。

５　利益相反管理委員会

理事長は、研究における利益相反を審査し、その状況に応じた適切な管理措置を検討するため、利益相反管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、理事長に提出された自己申告書および研究課題の内容に基づいて利益相反を審査する。

委員会は、研究の公正や社会的信頼を損なう又はそのおそれがある利益相反が確認された研究課題について、改善に向けての管理措置を検討する。管理措置の内容は、例えば「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest : COI）の管理に関する指針」（平成 20 年 3 月 31 日科発第 0331001 号）に定められた以下の（１）～（５）の方法等があるが、これらに限られるものではなく、委員会において、研究課題ごとに利益相反の状況を踏まえ適切な措置を検討する。

委員会は利益相反の指導・管理に関する措置について、文書により理事長に検討結果を報告する。なお、委員会における審査の要否に係る判断基準、審査の具体的な手続、及び委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

（１）経済的な利益関係の一般への開示
（２）独立した評価者による研究のモニタリング
（３）研究計画の修正
（４）利益相反の状態にある役職員の研究参加形態の変更
（５）利益相反を生み出す関係の分離

６　利益相反の指導・管理

理事長は、本方針の下で道総研における利益相反の指導及び管理を行う。とくに、研究に求められる公正かつ適正な判断に対する懸念を生みかねない経済的な利益関係が認められた役職員に対しては、委員会の意見に基づき、具体的な利益相反についての道総研の見解を示した上で、適切な指導又は管理措置を講じる。

７　公募型研究に関する利益相反管理

研究応募時や研究実施中に利益相反管理が義務づけられている公募型研究に取り組む役職員は、研究に求められる公正かつ適正な判断に対する懸念を生みかねない経済的な利益関係の有無に関わらず、自己申告書を理事長に提出する。利益相反管理が義務づけられている研究については、本方針のほか、当該研究制度の募集要項や関連の指針等（例えば、厚生労働科学研究については「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針」（平成 20 年 3 月 31 日科発第 0331001 号））に基づき利益相反を管理する。

第Ⅲ章　その他

１　基本方針の見直し

理事長は、道総研全体における研究における利益相反の状況等を踏まえ、本方針について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置をとる。

附　則

この基本方針は、令和 5 年 7 月 10 日から施行する。